平成２５年（フ）第１０６号
愛媛県松山市桑原６丁目１番18号　ルミナス大同102号
債務者　中野　庸祐
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１１号
愛媛県松山市小坂５丁目10番21号　マンション南小坂304号
債務者　山本　克幸
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１５号
愛媛県松山市道後今市９番21号　アーバンハイツ今市306号
債務者　西垣　由美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１９号
愛媛県松山市北斎院町458番地１　北斎院ハイツ106号
債務者　永井　真之
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２２号
愛媛県松山市西石井２丁目９番30号　メゾン吹鳳202号
債務者　末廣　恵子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７０号
福岡県久留米市宮ノ陣町八丁島1753番地
債務者　本山　勝典
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第７１号
福岡県久留米市宮ノ陣町八丁島1753番地
債務者　本山　照子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８８号
福岡県久留米市津福本町1702番地41　三矢アパート202号
債務者　前田　　博（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８９号
福岡県久留米市津福本町1702番地41　三矢アパート202号
債務者　前田　麻美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１６号
佐賀市鍋島町大字八戸1610番地１
債務者　池田　麻美
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８６号
佐賀県小城市小城町松尾893　山口演次方、住民票上の住所佐賀県小城市小城町晴気719番地６
債務者　江島　貞信
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
佐賀県多久市南多久町大字下多久2118番地75
債務者　山口　徳文
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９９号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺768番地２
カーサブランカⅢ101号室
債務者　安部　真美（旧姓糸瀬）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保2120番地７
ナーシングホーム華
債務者　倉八　　勝
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田1159番地１
債務者　元村　順一
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目２番16号　グリーンコーポ古川Ｃ206
債務者　樋渡　可奈（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
大分市大字奥田323番地の２
債務者　齋藤　和広
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係